

施設利用料金の改定のお知らせ

令和9年4月1日から下記の施設の利用料金を改定します。

1 従来の料金

利用区分 施設名	午前 午前9時～ 正午	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	全日 午前9時～ 午後10時
会議室	1,000	1,400	1,500	3,900
多目的室	1,300	1,700	1,800	4,800
開閉式展示パネル	—	—	—	5,200

備考

(1) 利用者が入場料金その他これに類する料金（以下「入場料金」という。）を徴収する場合は、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）に、次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

ア 入場料金が500円以下のとき。 20パーセント

イ 入場料金が500円を超えるとき。 50パーセント

(2) 利用者が、営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）の500パーセントに相当する額を加算した額とする。

(3) 市外居住者（市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は市の区域内に所在する学校に在学する者以外の者をいう。以下同じ。）又は市外居住者を主たる構成員とする団体に係る利用料金は、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(4) 午前から午後まで又は午後から夜間まで引き続いて施設を利用する場合は、それぞれの間の時間は、利用料金を徴収しない。

(5) 利用時間の延長については、原則として許可しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、1時間未満の延長に限り許可し、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）の30パーセントに相当する額（次号において「延長料金」という。）を支払うものとする。

(6) 前号の規定にかかわらず、当該許可に係る時間が30分未満の場合にあっては、延長料金を徴収しない。

(7) 施設の利用について特別に電気等を利用した場合は、所定の利用料金のほか実費相当額を徴収する。

2 改定の料金

利用区分 施設名	午前 午前9時～ 正午	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	全日 午前9時～ 午後10時
会議室	1,210	1,650	1,760	4,620
多目的室	1,540	1,980	2,090	5,610
開閉式展示パネル	—	—	—	6,050